

筑紫野市開発行為等整備要綱指導基準

～協議の手引き～

はじめに

筑紫野市開発行為等整備要綱指導基準（以下「指導基準」といいます。）は、筑紫野市において行われる開発行為等について、適切な指導を行うために定められた筑紫野市開発行為等整備要綱（以下「整備要綱」といいます。）及び筑紫野市開発行為等整備要綱施行細則（以下「施行細則」といいます。）に基づく協議を行うにあたって必要な事項を定めたものです。

この手引きが開発行為に携わる方々に広く活用され、筑紫野市の良好な住環境形成、計画的なまちづくりを進めるための一助となれば幸いです。

平成30年4月1日

筑紫野市 建設部 都市計画課

【手続編】

第1 手続きの流れ

協議は、都市計画法に基づく開発許可により行われる開発行為並びに筑紫野市開発行為等整備要綱において実施され、市に管理が移管される道路・公園・上下水道等の公共施設や公益施設について、施設の新設または既存の施設と接続するために必要な協議や環境面などの関係課等との協議を行うことが目的となります。したがって、開発行為等の内容によって協議を行う関係課等が異なります。

事業者は、届出の前に市都市計画課窓口で開発行為等の概要を説明し、関係課等の数を聞き、その数に応じて協議届出書及び添付図書を作成し、市都市計画課窓口へ提出します。

(2) 関係課等との協議

届出が提出されると、市都市計画課は、関係課等に協議届出書を配付します。関係課等は内容確認後、事業者との間で個別協議をしていただきます。

但し、開発区域面積が大規模なものにつきましては、市都市計画課は、必要に応じて、関係課等を集めて「意見交換会」を開催します。意見交換会では、事業者より当該開発行為の詳細について説明していただき、今後の個別協議をスムーズに進めるための意見交換を行います。

関係課等は事業者との協議が整った後、市都市計画課へその旨の通知を行います。

(3) 協議後の手続き

事業者はすべての関係課等との協議が整った後、開発許可が必要な場合については都市計画法29条申請に事前協議の結果を反映して手続きを進めていただきます。

また、開発許可が不要な場合は、市都市計画課から事業者へ協議が整った旨の通知を行います。

(4) 工事完了後の手続き

事業者は開発行為が終了した後、工事完了届を市都市計画課へ提出します。市都市計画課は関係課等と完了検査日の調整を行い、完了検査を行います。検査で協議を行った内容に適合していることを確認しましたら、工事完了検査済通知書を事業者へ交付します。

開発行為の中で用地の帰属（寄附）がある場合は、当該用地の分筆・地目変更・抵当権等の抹消を済ませた後、「採納申請書」に関係書類を添えて市都市計画課に提出していただきます。所有権移転登記は市が行います。

なお、交換帰属がある場合は、市維持管理課に申請書を提出していただきます。

※開発許可が必要な場合は、許可権者である福岡県とも十分に事前の協議を行ってください。

■開発行為に関する主な協議先リスト

1. 協議先機関

①市関係機関

関係機関	協議内容	キーワード
都市計画課	開発行為等整備要綱、地区計画、都市計画法に関する事	届出書、許可申請書
土木課	擁壁、道路、水路等の構造に関する事	構造
維持管理課	道路、水路、公園等の形状および維持管理に関する事	里道・市道・側溝・水路・公園
上下水道工務課	上水道および下水・雨水排水に関する事	調整池・上下水道・雨水抑制
上下水道料金総務課	上下水道の料金に関する事	受益者負担金
区画整理課	区画整理事業に関する事	区画整理事業地内における建築等
農政課	農地に関する事 森林法に関する事 農業用水に関する事	田、畑、山林
農業委員会	農地転用に関する事	田、畑
危機管理課	防犯灯に関する事 災害警戒区域に関する事	防犯灯、災害区域
管財課	市有地の払い下げに関する事	市有財産払い下げ

文化財課	文化財に関すること	埋蔵文化財に関する各種届出等
高齢者支援課	介護事業系施設に関すること	老人ホーム、 デイサービス
環境課	ごみ集積施設に関すること 環境配慮に関する要綱に関すること	ゴミ集積場

【技術編】

開発行為指導基準

第1 道路

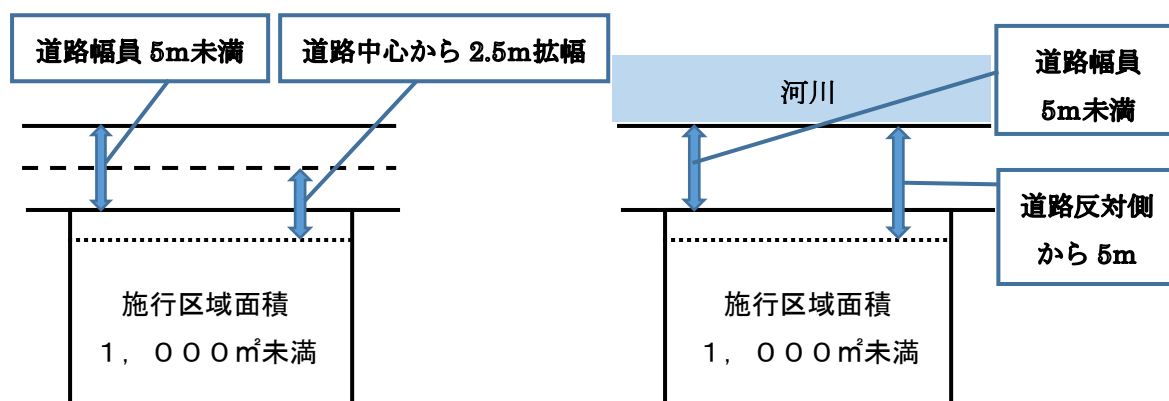
1. 道路の配置

施行区域が接する道路の幅員が下表に掲げる幅員に満たない場合は、原則として道路拡幅を行うこと。ただし、道路反対側が地形等により拡幅困難な場合は、下表の拡幅距離の2倍に道路を拡幅するものとする。

施行区域面積	施行区域が接する道路幅員	道路中心からの拡幅距離
1,000㎡以上	6m以上	3m
1,000㎡未満	5m以上	2.5m

<参考図>

※施行区域面積が1,000㎡未満の場合



注) 福岡県の開発許可を要する場合には、福岡県開発審査基準に基づく拡幅となります。

第2 維持管理

1. 道路の構造

- (1) 筑紫野市道路構造の基準に関する条例に規定する基準を満たすこと。
- (2) 歩道を新設する場合は、(1)の条例及び福岡県福祉のまちづくり条例手引書に記載の基準を満たすこと。
- (3) 新設道路については、地盤調査を行い、調査結果により路床が軟弱な場合は市と協議の上適切に改良を行うこと。
- (4) 新設道路が、やむを得ず行き止まりとなる場合、筑紫野市開発行為等整備要綱施行細則第8条第9項に規定する転回広場を設けること。
- (5) 既存道路の整備に係る舗装構成は、市標準舗装構成以上のものとする。
- (6) 既存道路との取り付け等で協議等を要する場合は、施工前に相談等すること。
- (7) 施行区域及びその周辺の状況により、ガードレール等の防護柵、視線誘導標、道路反射鏡等の交通安全施設の要否について市と協議すること。

2. 公園

- (1) 敷地の形状は、正方形・長方形等まとまりのある整形とし、著しい狭長・屈曲・勾配・複雑な出入りの形状でないこと。
- (2) 公園等の敷地内には、危険な斜面地・がけおよび崩壊・流失のおそれのある法面等、利用する上において障害または危険となる地物を含んではならず、また、これらの土地に接してはならない。ただし、安全が確かめられた場合はこの限りではない。
- (3) 公園内には、雨水等を排除するため、適当な勾配を設けること。
- (4) 公園内には、雨水等を排除するため、側溝・管渠・人孔・雨水桝等を適宜設置すること。
- (5) 公園に遊具・照明灯などを設置する場合は、別途協議行うこと。
- (6) 公園出入口付近に市が指定する案内板を設置すること。
- (7) 公園は公道に接するように設置し、出入口のうち一箇所は車両の出入りができるものとする。
- (8) 園路等は幅員1.8m以上とし、舗装については、管理用車両の進入等も考慮した構造とすること。
- (9) 出入口には児童の飛び出しを防ぐ構造で車止めを設けること。
なお、車両が出入りできるように設置した出入口は着脱式とする。
- (10) 公園の外周には、外柵を設置することを原則とする。
- (11) 筑紫野市公園条例及び福岡県福祉のまちづくり条例を遵守すること。

3. 調整池

- (1) 調整池内には市と協議の上、原則、管理用車両が進入できるスロープを設けること。
- (2) 転落防止及び進入防止等の安全対策を行うこと。
- (3) その他維持管理しやすい構造とすること。

4. その他

- (1) 申請地からの雨水排水は、1か所に集め河川（水路）に放流すること。放流先が道路側溝等となる場合、接続先の側溝蓋をグレーチング等放流口が確認できるものとする。
- (2) 開発行為等に伴うセットバック等の結果、道路上にある既設電柱が通行の妨げになると認められる場合は移設すること。
- (3) 開発行為等により、車両が道路側溝等を横断して出入りすることとなる場合、横断用側溝（原則T-25）等に替えることを原則とする。
- (4) 開発行為等により、車両が水路又は道路等の窪地を跨いで横断することとなる場合、市と協議の上車両の横断に耐えうる構造（原則T-25）に替えること。

第3 緑地

緑地は、植物を苗植えした土地を意味し、壁面緑化や屋上緑化は含まれない。緑地はその他の用途を兼ねる状態ではなく、緑地としてのみの土地利用とする（駐車スペースや通路を兼ねるものは対象外とする）。但し、緑地内の地中に配管、照明機器を設置する場合はこの限りではない。

第4 擁壁

擁壁は、申請地の地形や擁壁の種類など様々な条件が考えられるため、関係課との個別協議を行うこと。

なお、がけ条例や土砂災害警戒区域等に関わる可能性がある場合は、福岡県と別途協議を行うこと。

第5 排水施設

1. 雨水設計

(1) 雨水流量計算

最大計画雨水流出量の算定

最大計画雨水量の算定方式は、合理式を用いるものとし、降雨強度値は流域別に筑紫野市の基準を用いること。(別紙①)

流下能力の算定方式

流下能力の算定はマンニングの式を用いるものとする。(別紙①)

放流先の排水能力

開発地から雨水幹線までの現況水路等の流下能力が、開発行為に伴う総流出量を超えているかを計算すること。

流出係数

流出係数については、計画区域については 0.9、計画区域外については 0.6 とする。

資料提供

上下水道工務課にて参考文献として雨水流量計算表、施設平面図、区画割平面図を提供する事は可能であるが、現地との相違がある場合があるので必ず現地にて断面、勾配を確認すること。

雨水流出抑制施設

能力不足分、流出係数の差分の流出量は、浸水被害軽減のため雨水流出抑制施設の検討をお願いする。(別紙②、別紙③)

2. 汚水設計

(1) 管布設 (別紙④)

図面

本管を埋設する場合は、平面図・縦断図を提出すること。

位置

管渠の布設位置は下記の条件により決定する。

- ① 地下埋設物に対する影響が少ない方。
- ② 土留工に対する影響が少ない方。
- ③ 取付管が多い方。

埋設物があった場合は、平面縦断図に表記すること。

管接合

管頂接合とする。合流する場合、交角は 90° 以下とし、それ以上になる場合は管径以上の段差をつける。

粗度係数

硬質塩化ビニル管・レジンコンクリート管は 0.010、鉄筋コンクリート管は 0.013 とする。

最低勾配

流速 1.0m/s 以上で設定。

管径 300 mm 粗度係数 0.010 の場合 3‰、粗度係数 0.013 の場合 4‰

管径 250 mm 粗度係数 0.010 の場合 4‰、粗度係数 0.013 の場合 5‰

管径 200 mm 粗度係数 0.010 の場合 5‰、粗度係数 0.013 の場合 7‰

最大勾配

流速 3.0m/s 未満で設定。

管径 300 mm 粗度係数 0.010 の場合 28‰、粗度係数 0.013 の場合 48‰

管径 250 mm 粗度係数 0.010 の場合 36‰、粗度係数 0.013 の場合 61‰

管径 200 mm 粗度係数 0.010 の場合 48‰、粗度係数 0.013 の場合 82‰

最小土被り

宅内排水設備（最低土被り $0.2\text{m} + L \times 0.02$ ）を考慮し、原則 1 m とする。

（２）管基礎（別紙⑤、別紙⑥）

管基礎

可とう性管は砂基礎。剛性管は碎石基礎、コンクリート基礎とする。

（３）マンホール設置（別紙⑦、別紙⑧）

マンホール間隔

組立 MH－組立 MH の場合：原則 7.5 m

組立 MH－小口径 MH の場合：原則 5.0 m、最大 5.5 m（1割増）

組立 MH－小口径 MH（連続使用可）－組立 MH の場合：原則 10.0 m、最大 11.0 m（1割増）

管径 150 mm の場合：原則 5.0 m、最大 5.5 m（1割増）

マンホールを設置する箇所

管渠の起点、会合点

管渠の方向、勾配、管径の変化する箇所

管渠の段差が生じる場所や将来流入が予想される箇所

マンホール設置を避ける場所

玄関や出入り口の前、歩車道の境界、横断歩道

車道において車輛等のタイヤが常時通過する位置

組立マンホール

調整リングは必ず 1 個使用し、H=5cm の製品の使用をできる限り避ける。

斜壁は H=30cm の製品の使用をできる限り避ける。

マンホールの組み合わせは、流入管の位置及び道路勾配を考慮の上決定すること。

マンホールの組み合わせは、流入管の削孔位置がブロック接続部より 15cm 以上の余裕を確保できるように組み合わせる。

インバート両側のすりつけ勾配は 10%以上とする。

マンホール段差が 10cm までは、インバートで擦りつけ、10cm を超える段差の場合は下

流側勾配で擦りつけるものとする。

特1号マンホール

会合点以外の中間マンホール及び最上流マンホールは、特1号マンホールとし、行き止まり道路は3.0m手前に設置する。

小口径マンホール（塩ビ）

適用は人孔深が2.0m（最大2.2m）までとする。

会合点、段差の有るところには使用しない。

マンホール蓋

T-14を使用することとし、国県道についてはT-25とする。

マンホールの蓋は、下流に開けることを原則とする。

副管

落差が60cm以上となった場合に設置する。

（4）土工（別紙⑨）

路床1.0mより下部は発生土（良質土）埋め戻しでもよいが、厚さが0.5m未満の場合は使用しない。

（5）取付管（別紙⑨）

取付管を設置する場合は市が指定したプレート（6cm×3cm）を取り付け表示すること。

勾配は20‰以上とする。

支管取付のせん孔位置は極力本管半円上部とする。

接近してせん孔する場合は、本管軸方向に芯間距離を100cm以上とする。継手からも同様とする。

本管と支管の接合部はメカバンドとする。

通常取付管土被りは80cm以上とするが、最終的には宅地の状況及び水路や側溝の新設又は改修等を調査の上決定すること。（宅内は勾配20.0‰以上土被り20cm以上）

取付管の中間人孔直結は極力避けること。

自在曲管は60°を基本とする。

各路線トップの取付管は人孔直結から始めるものとする。

本管径が150mmの場合は取付管径100mmとする。

3. 寄付採納申請（本管を寄付する場合）

着工前に材料等承認願を提出すること。（別紙⑩）

中間検査・竣工検査については上下水道工務課と協議すること。

施工中の写真管理に努め、下水道台帳補正のため出来形平面図・縦断図、取付管調書（別紙⑪、別紙⑫、別紙⑬）を作成すること。

工事完成後、必要書類を添付し、寄付採納申請書（別紙⑭）を提出すること。

第6 配水管設計基準

筑紫野市給水装置工事設計施工基準規定に基づき、主な規定を記載する。

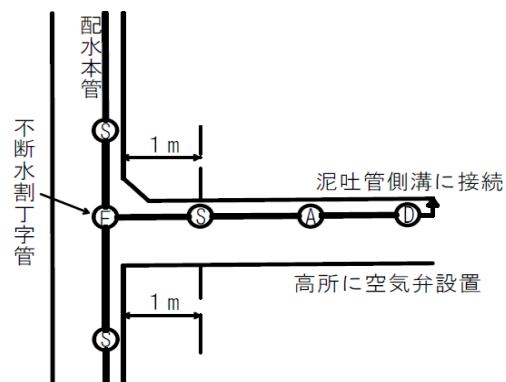
※詳細については、筑紫野市給水装置工事設計基準を参照すること。

1. 配水管の布設されていない公道に配水管の新設工事を要する場合は、その金額を工事申込者の負担とする。また口径50mm以上とし寄付採納（無償譲渡）申請しなければならない。これを市が認定したときは、市が配水管として維持管理を行うものとする。
2. 私有地に布設する水道施設は工事申込者の管理とする。
3. 既設配水管から分岐する引込口径及び既存の引込戸数等を考慮し、十分に給水できるものとする。できない場合は、既設配水管の増径を行い費用については工事申込者の負担とする。

※日水量100m³以上の上水を受水する場合、水理管網計算書を提出すること。

※配水管布設の一般要件

- ① 埋設場所が公道もしくは公道となる場所であること。
- ② 口径50mm以上であること。
- ③ 材料は耐震管を使用すること。
(PE管：φ50～φ75mm、铸铁管：φ75mm～)
- ④ 宅内への引込管の2口径以上にすること。
- ⑤ 断水が起り得る箇所については、不断水割丁字管を使用すること。
- ⑥ 配水管土被りについては、道路管理者と協議すること。
- ⑦ 仕切弁設置箇所は隅切から1m以内に設置すること。
- ⑧ 高所に空気が溜まる場合については、空気弁を設置すること。
- ⑨ 消火栓設置については、消防署と協議すること。
- ⑩ 新規分岐する際は旧分岐を玉おろしすること。
- ⑪ 縦断方向の水道管は1本化に絞り、既存給水管の引込は切り替えを行うこと。
- ⑫ その他の要件については、上下水道工務課と協議すること。



第7 給排水設備

(給水装置)

- 1 給水装置については、「水道法」、「筑紫野市水道事業給水条例」等の関係法令、「筑紫野市給水装置工事施工基準」等の施工基準を遵守すること。
- 2 給水装置工事における主な指示事項は、次のとおりとする。
 - (1) 工事着工前に、「給水装置工事申込書」を提出すること（各種承諾書の添付）。
 - (2) 給水装置工事は、筑紫野市指定給水装置工事事業者で施工すること。
 - (3) 水道利用加入金は、給水条例第6条の2により給水装置工事申し込みの際に一括納入すること。
 - (4) 配水管からの分岐口径がφ40mm 以上の場合は、不断水割丁字管で施工すること。
 - (5) 配水管からの分岐からメーターまでの間の給水管は水道用ポリエチレン管を使用すること。
 - (6) 不要な給水管は、配水管からの分岐部で撤去工事を行うこと。
 - (7) 止水栓（φ40mm 以上は青銅製仕切弁）は、宅地内で公道から1 m以内の場所に設置すること。
 - (8) メーターが複数有る場合は、各メーター前にそれぞれ止水栓を設置すること。
 - (9) 給水管を当該給水管以外の水管その他の設備に直接連結させないこと。
 - (10) 3階以上の高さに給水する場合は、受水槽方式とすること。
 - (11) 受水槽方式の場合は、受水槽容量及び口径決定計算書を提出すること。
 - (12) 受水槽は、安全性を考慮しフェンス等で囲むこと（H=1.8m 以上）。受水槽とフェンス等の間は60 cm以上の空間を設けること。
 - (13) 日量100 t以上の給水を受ける場合は、配水管の水力管網計算が必要になるので、一日最大使用水量を算出した資料を提出すること。
 - (14) 計画図作成にあたっては、配管位置の他に、既設配水管の管種及び口径、配水管からの分岐方法及び口径、メーターまでの間の管種及び口径、止水栓の位置及び口径を記載すること。
- 3 詳細な工事内容については、「給水装置工事申込書」が提出されたときに筑紫野市指定給水装置工事事業者に指示し、決定する。

(排水設備)

- 1 排水設備については、「下水道法」、「筑紫野市下水道条例」等の関係法令、「筑紫野市排水設備工事設計・施工基準」等の施工基準を遵守すること。
- 2 排水設備工事における主な指示事項は、次のとおりとする。
 - (1) 工事着工前に、「排水設備等工事計画確認申請書」を提出すること。
 - (2) 排水設備工事は、筑紫野市排水設備指定工事店で施工すること。
 - (3) 分流式とすること。汚水枳は宅地内に設置すること。
 - (4) 車輛乗り入れがある場所の小口径汚水枳は防護蓋（防護ハット）を、雨水枳は鉄蓋・コンクリート製品を設置すること。
 - (5) 宅地内の汚水排水管勾配については、原則 $\phi 100-2\%$, $\phi 125-1.7\%$, $\phi 150-1.5\%$ 以上とすること。
 - (6) 宅地内の汚水小口径枳の枳口径に対する枳深さについては、原則 $\phi 150-800\text{ mm}$, $\phi 200-1,500\text{ mm}$ 未満とすること。
 - (7) 宅地内の雨水排水管口径に対する排水面積については、原則 $\phi 100-200\text{ m}^2$, $\phi 125-400\text{ m}^2$, $\phi 150-600\text{ m}^2$, $\phi 200-1,500\text{ m}^2$ 未満とすること。
 - (8) 屋外排水管及び枳は、できるだけ植栽等の中を避けること。
 - (9) ゴミ置場に排水設備がある場合は、汚水扱いとし、屋根・壁を設け雨水が入らない構造とすること。トラップ枳（ 300×300 ）を設置し、蓋のます目は10mm以下とすること。
 - (10) 屋内排水設備は、汚水と雑排水で別系統とすること。排水立管は、別配管で汚水 $\phi 100\text{ mm}$ 以上、雑排水 $\phi 75\text{ mm}$ 以上で施工すること。
 - (11) 公共汚水枳・取付管を新設する場合は、別途協議の上自費設置すること。
 - (12) 不要な公共汚水枳・取付管の取扱については、別途協議すること。
 - (13) 日量100トンの以上の汚水を排水する場合は、下水道本管の流量計算が必要になるので、一日最大汚水量を算出した資料を提出すること。
 - (14) 計画図作成にあたっては、配管位置の他に、下水道については、下水道本管口径及び取付管口径、宅地内汚水枳口径及び管口径を記載すること、雨水については、宅地内雨水枳口径及び管口径を記載すること、また、宅地内側溝等についても口径等を記載すること。
- 3 詳細な工事内容については、「排水設備等工事計画確認申請書」が提出されたときに筑紫野市排水設備指定工事店に指示し、決定する。

第8 農業施設

事業者は、事前に内容・規模・構造・完了後の施設の維持管理について、地元農事組合と協議を行い、同意を得た後、市と協議するものとする。

第9 文化財の保護

1. 事前協議

事業者は、埋蔵文化財の所在の有無の確認について、計画段階から教育委員会と協議を行うこと。

2. 埋蔵文化財保護に基づく手続き

事業者は、開発予定区域内に文化財が存在する場合は、その取り扱いについて教育委員会と協議し、文化財保護法に基づき手続きを行うとともに、必要な文化財保護措置を取ったうえで事業に着手すること。

第10 環境保全

適切な環境配慮を推進し、良好な環境の保全及び持続的な発展が可能な社会の構築に資するため、一定規模以上の開発行為を行う際には「筑紫野市環境配慮に関する要綱」に従い、事前に環境課へ協議・届出を行うこと。

第11 森林の保全

1. 開発行為に伴う提出書類

(1) 開発行為の面積（森林面積）が1haを超える場合、福岡県知事（福岡県森林保全課開発指導係）に林地開発許可申請書提出のこと。

(2) 開発行為の面積（森林面積）が6,000㎡を超え、1ha未満の場合は、福岡県農山漁村振興課森林保全係と事前協議を行うこと。また、伐採届も必要。

2. 森林を伐採するときは、次の関係機関に伐採届を提出すること。

筑紫野市農政課農林土木担当

1.設計諸元

① 最大計画雨水流出量の算定

$$(\text{合理式}) \quad Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 最大計画雨水流出量(m³/秒)

C : 流出係数(開発申請地C=0.9、申請地外C=0.6)

I : 降雨強度(mm/時)

A : 排水面積(ha)

② 降雨強度公式

$$I_{10} = 6,232/t + 38 \text{ (63.6mm/時) (御笠川・那珂川流域)}$$

$$I_{10} = 6,986/t + 44 \text{ (67.2mm/時) (宝満川上流域・宝満川流域)}$$

I : 降雨強度(mm/時)

t : 流達時間(分)

③ 流達時間

$$t = t_1 + t_2$$

t₁ : 流入時間t₂ : 流下時間

④ 流入時間

④ - 1. 流入区域(下水道計画区域外)・・・最遠端から計画区域内の水路に流入するまでの時間

$$\text{水路形態をなすもの} \cdots \cdots \cdots t_1 = \frac{L}{60 \cdot V} \quad (V=1.5\text{m/秒})$$

山 地・・・・・・・・・・・・・・カーベイ式

④ - 2. 計画区域

$$t_1 = 7\text{分}$$

⑤ 流下時間

$$t_2 = \frac{L}{60 \cdot V}$$

t₂ : 流下時間(分)

L : 水路延長(m)

V : 管内平均流速(m/s) ・・・・ 枝線 V=1.5m/秒

幹線 V=2.0m/秒

⑥ 流下能力算定式(マニング公式)

$$Q = A \cdot V$$

$$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q: 流 量(m³/秒)A: 流水の断面積(m²)

V: 流 量(m/秒)

n: 粗度係数

R: 径 深(m) (A/P)

P: 流水の潤辺長(m)

I: 水路勾配

⑦ 粗度係数

水路の状態	粗度係数
円形管渠(コンクリート管)	0.013
矩形渠(コンクリート三面張・Box)	0.013
矩形渠(ブロック・石積水路)	0.025

⑧ 水深比

- ・暗渠(円形管)・・・・・・・・満 管
- ・暗渠(矩形渠)・・・・・・・・9割水深
- ・開渠及び台形渠・・・・・・・・9割水深

⑨ 断面決定時の流量の余裕及び流速

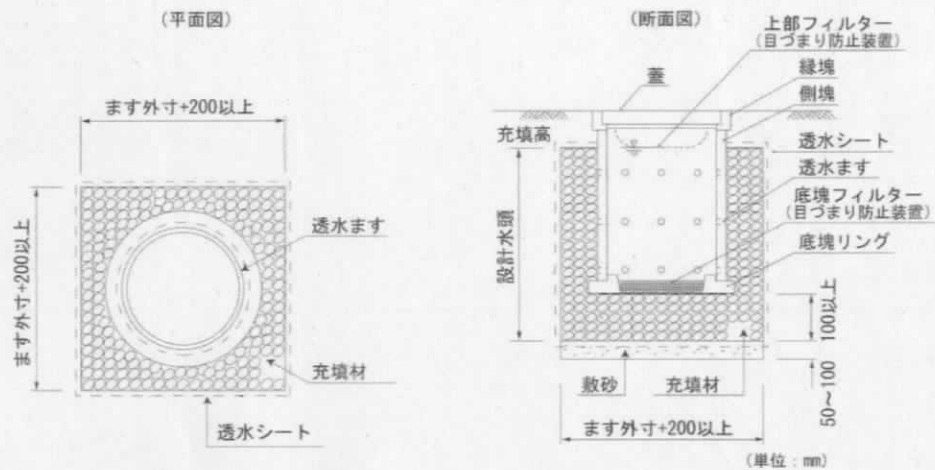
- ・余 裕・・・・・・・・10%程度
- ・流 速・・・・・・・・0.8～3.0m/秒(既設は適用外)

※ 能力不足分、流出係数の差分の流出量は、浸水被害軽減のため、雨水流出抑制施設の検討をお願いします。

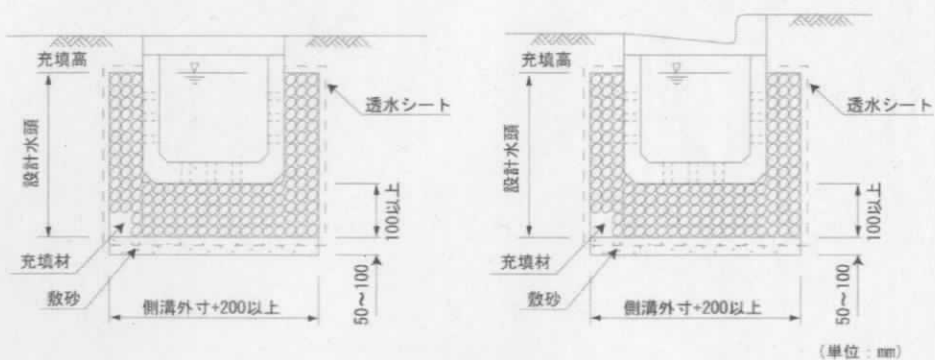
(参考資料) 各種施設図

➤ 浸透施設

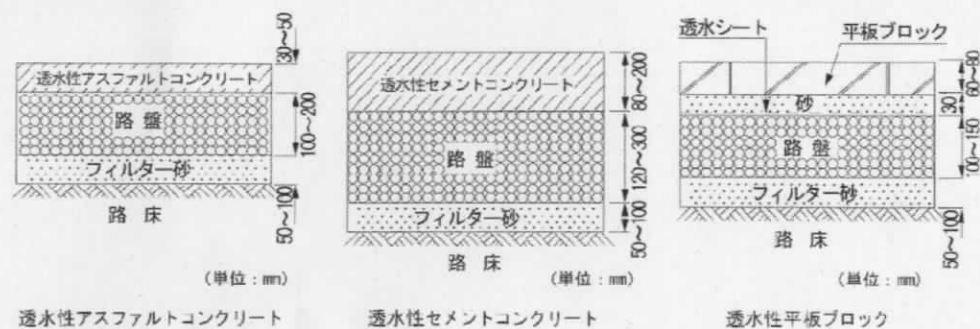
【浸透ます標準図】



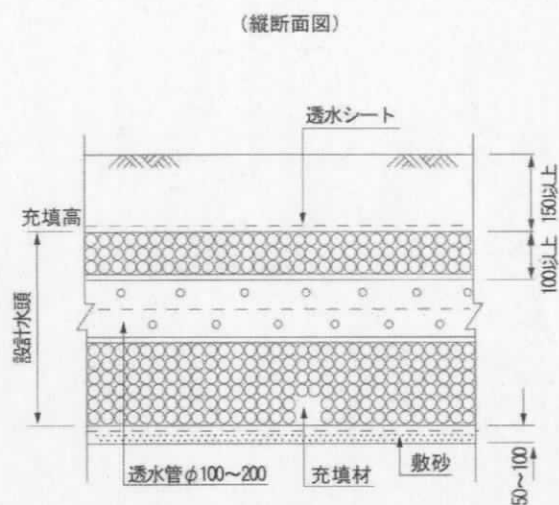
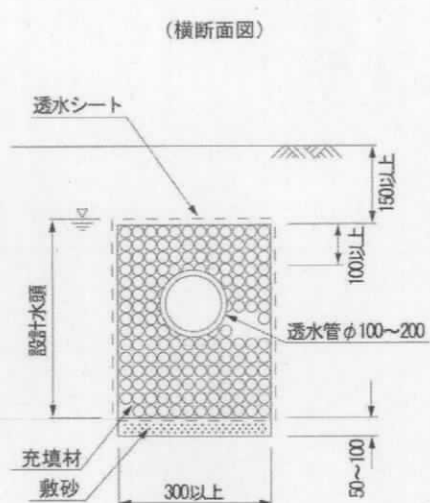
【浸透側溝標準図】



【透水性舗装標準図】

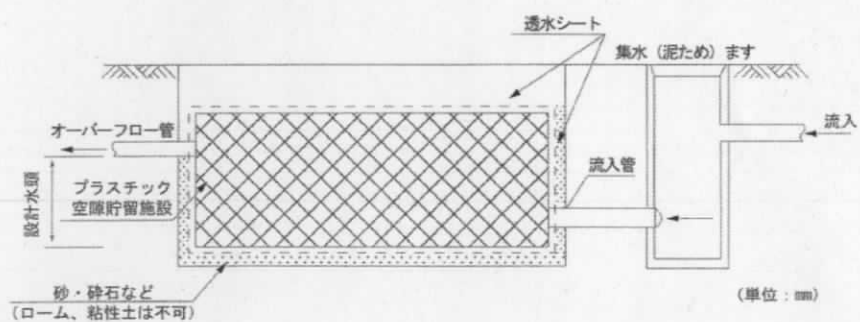
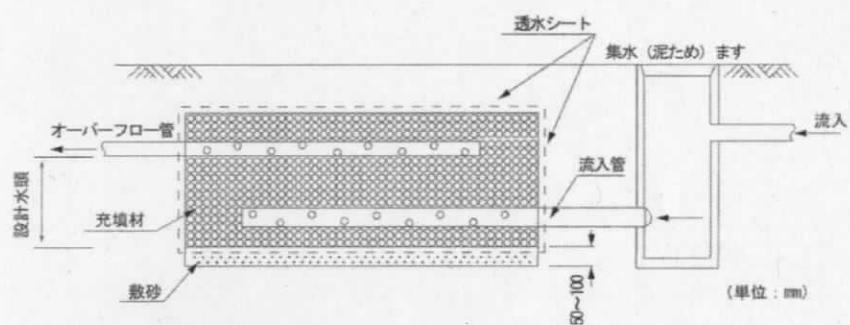


【浸透トレンチ標準図】



(單位: mm)

【空隙貯留施設標準図】

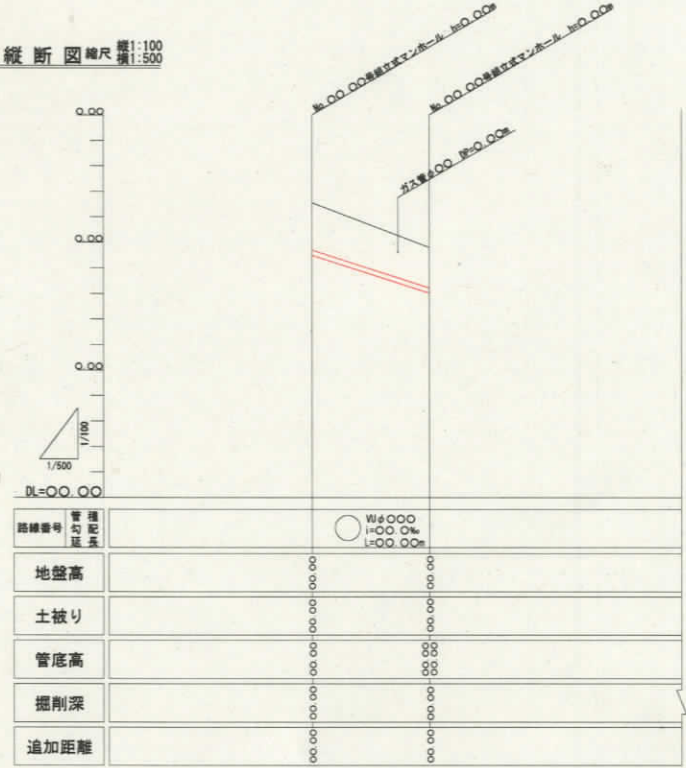


平面図 S=1:500

凡 例

	形状 (mm) 管径番号 勾配 (%) 延長 (m)
	小口径マンホール
	1号組立マンホール
	特1号組立マンホール
	取付管

縦断図 縮尺 縦1:100
横1:500



管布設位置

管渠の布設位置は下記の条件により決定する。
①地下埋設物に対する影響が少ない方。
②土留工に対する影響が少ない方。
③取付管が多い方
埋設物があった場合は表記すること。

管接合

管頂接合とする。合流する場合、交角は90°以下とし、それ以上になる場合は管径以上の段差をつける。

最低勾配

施工性と理想的勾配を考慮し満管流速で1.0m/s以上で設定。
管径300mm以上の場合は3‰とする。
硬質塩化ビニル管・レジンコンクリート管の粗度係数0.010、鉄筋コンクリート管0.013とする。
管径300mm 粗度係数0.010の場合3‰、粗度係数0.013の場合4‰
管径250mm 粗度係数0.010の場合4‰、粗度係数0.013の場合5‰
管径200mm 粗度係数0.010の場合5‰、粗度係数0.013の場合7‰

最大勾配

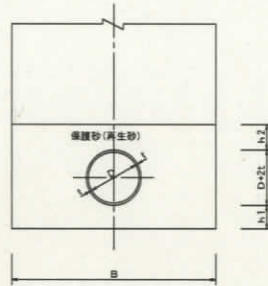
流速3.0m/s未満で設定する。
管径300mm 粗度係数0.010の場合28‰、粗度係数0.013の場合48‰
管径250mm 粗度係数0.010の場合36‰、粗度係数0.013の場合61‰
管径200mm 粗度係数0.010の場合48‰、粗度係数0.013の場合82‰

最小土被り

宅内排水設備（最低土被り 0.2m+L×0.02）を考慮し、原則1mとする。

可とう性管基礎

砂基礎



硬質塩化ビニール管

呼び径	管種	D	t	B	h1	h2	適用
150	VU	154	5.1	850	100	100	本管外径 165
200	"	202	6.5	850	"	"	" 216
250	"	250	7.8	900	"	"	" 267
300	"	298	9.2	950	"	"	" 318

※3 リブ管は硬質塩化ビニールと同様とする。

※4 土曜りが0.6m以下の場合には360°コンクリート巻きとする。

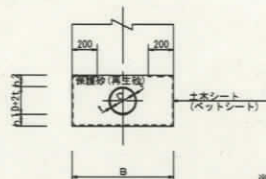
強化プラスチック複合管 (I 種・外圧2種)

呼び径	管種	D	t	B	h1	h2	適用
200	FRPM	200	7.0	850	100	100	本管外径 214
250	"	250	7.5	900	"	"	" 265
300	"	300	8.0	950	"	"	" 316

※5 土工計算は硬質塩化ビニール管と同様とする。

可とう性管基礎材保護工 縮尺 1:20
(軽量及び本鋼矢板打込みの場合)

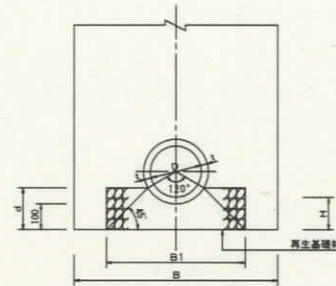
ベットシート基礎



※ 地下水位が高い場合

剛性管基礎

砕石基礎



※1 基礎幅(B1)は管径分布幅(45°)に5cmを加えたcm単位の切上げ寸法とする。

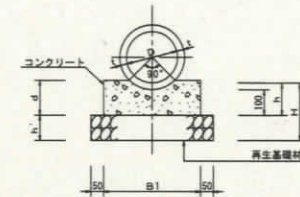
レジンコンクリート管

呼び径	管種	D	t	B1	d	H	適用
200	RCP	200	15	580	158	115	
250	"	250	17	650	171	117	
300	"	300	19	720	185	119	

鉄筋コンクリート管

呼び径	管種	D	t	B1	d	H	適用
200	HP	200	27	580	164	127	
250	"	250	28	650	177	128	
300	"	300	30	720	190	130	

90°巻コンクリート基礎



※2 基礎幅(B1)はソケット外径に5cmを加えたcm単位の切上げ寸法とする。

レジンコンクリート管

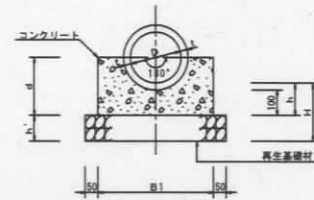
呼び径	管種	B1	h	h'	H	t	d	適用
200	RCP	330	115	80	195	15	134	カラー外径 272
250	"	380	117	100	217	17	142	" 330
300	"	440	119	120	239	19	149	" 390

鉄筋コンクリート管

呼び径	管種	B1	h	h'	H	t	d	適用
200	HP	370	127	80	207	27	137	カラー外径 316
250	"	420	128	100	228	28	145	" 370
300	"	480	130	120	250	30	153	" 424

図面名称	管基礎工図 (1)		
縮尺	1:10	面	番
筑紫野市上下水道工務課			

180°巻コンクリート基礎



※1 基礎幅(B1)はソケット外径に10cmを加えた単位での切上げ寸法とする。

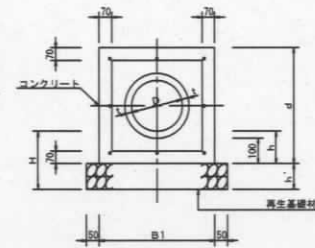
レジンコンクリート管

呼び径	管種	B1	h	h'	H	t	d	適用
200	RCP	380	115	80	195	15	215	カラー外径 272
250	"	430	117	100	217	17	242	" 330
300	"	490	119	120	239	19	269	" 390

鉄筋コンクリート管

呼び径	管種	B1	h	h'	H	t	d	適用
200	HP	420	127	80	207	27	227	カラー外径 314
250	"	470	128	100	228	28	253	" 370
300	"	530	130	120	250	30	280	" 424

360°巻コンクリート基礎



※2 基礎幅(B1)はソケット外径に10cmを加えたcm単位の切上げ寸法とする。

レジンコンクリート管

呼び径	管種	B1	h	h'	H	t	d	適用
200	RCP	380	115	80	195	15	380	カラー外径 272
250	"	430	117	100	217	17	430	" 330
300	"	490	119	120	239	19	490	" 390
360/170	"	500	122	120	242	22	500	" 390

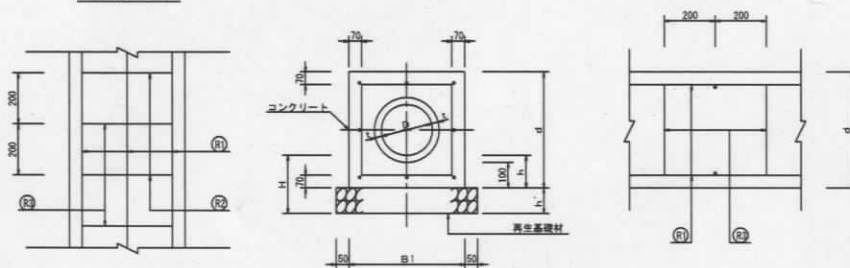
鉄筋コンクリート管

呼び径	管種	B1	h	h'	H	t	d	適用
200	HP	420	127	80	207	27	420	カラー外径 314
250	"	470	128	100	228	28	470	" 370
300	"	530	130	120	250	30	530	" 424

360°巻コンクリート基礎鉄筋材料表

記 号	縦方向鉄筋 ① (1m当り)				横方向鉄筋 ② (1m当り)				縦方向鉄筋 ③ (1m当り)				鉄 筋			
	鉄筋径	本 数	単位重量 (Kg/m)	重量 (Kg)	鉄筋径	本 数	1本当り長さ (mm)	単位重量 (Kg/m)	重量 (Kg)	鉄筋径	本 数	1本当り長さ (mm)	単位重量 (Kg/m)	重量 (Kg)	形 状	総重量 (Kg)
D200	D13	6	0.995	5.970	D13	5	330	0.995	1.642	D13	5	990	0.995	4.925	□	12.537
D250	D13	6	0.995	5.970	D13	5	390	0.995	1.940	D13	5	1,170	0.995	5.821	□	13.731
D300	D13	6	0.995	5.970	D13	5	460	0.995	2.284	D13	5	1,380	0.995	6.866	□	15.125

鉄筋組立図



鉄筋加工図



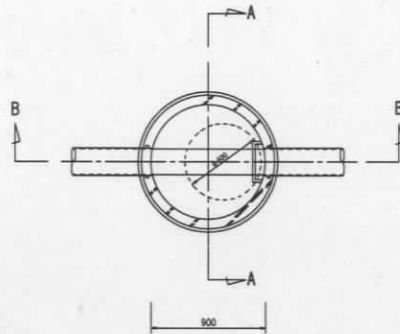
レジン管を示す

記号	360°巻材料表 (10m当たり)			適用
	コンクリート (m³)	型枠 (㎡)	管本数	
D200	1.106	7.800	5.0	
D250	1.303	8.800	5.0	
D300	1.504	9.800	5.0	

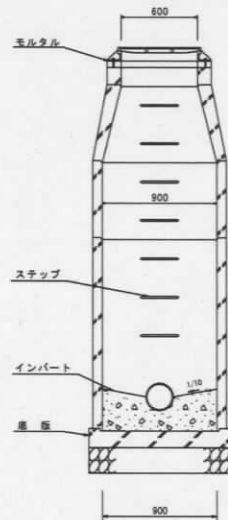
図面名称	管基礎工図 (2)		
縮尺	1:10	図面番号	
筑紫野市上下水道工務課			

1号組立マンホール構造図 縮尺 1:20
(内径 900mm 円形)

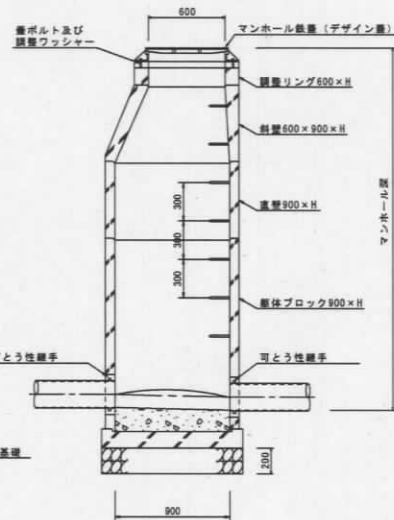
平面図



A-A断面図



B-B断面図



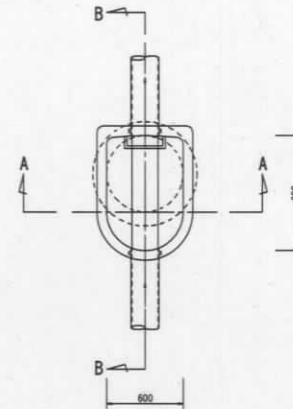
工種	単位	150	200	250	300	適用
コンクリート工	m ³	0.170	0.184	0.198	0.148	18-B-40
モルタル上塗り工	m ²	0.713	0.739	0.764	0.790	配合1:2
基礎砕石工	m ³	0.95	0.95	0.95	0.95	CR-40

特記仕様

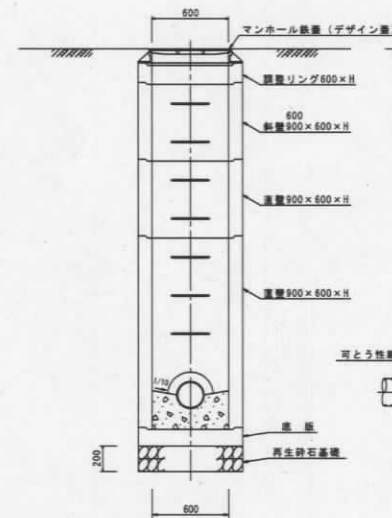
1. 設置リングは必ず1個使用し、H=5cmの製品の使用をできるだけ避ける。
2. 斜壁は H=30cmの製品の使用をできるだけ避ける。
3. マンホールの組合せは流入管の位置及び道路勾配を考慮の上決定すること。
4. マンホールの組合せは、流入管の開口位置がブロック接続部より15cm以上の余裕を確保できるように組合せる。
5. インバート両側のすりつけ勾配は10%以上とする。
6. 足掛金物は特別な場合を除き JIS304 同等以上の製品を使用。
7. マンホールの蓋は、下流に開けることを原則とする。
8. マンホール段差が10cmまでは、インバートで盛りつける。10cmを超える段差の場合は、下流側勾配で盛りつけるものとする。段差が60cm以上となった場合に設置する。

特1号楕円組立マンホール構造図 縮尺 1:20
(内径 900×600mm 小判形)

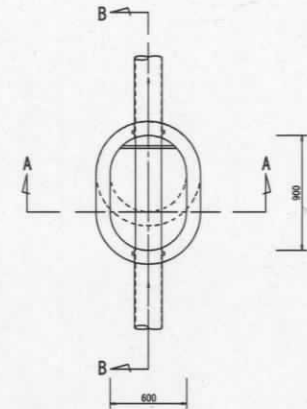
平面図
(Aタイプ)



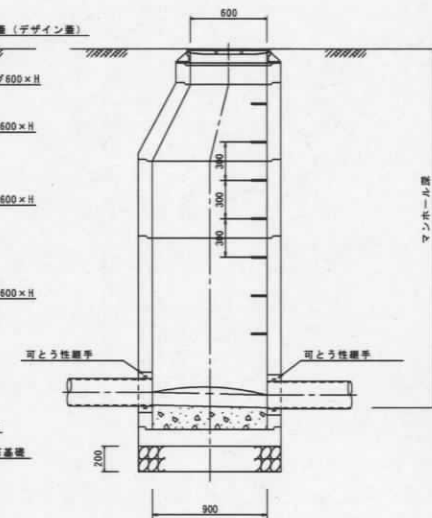
A-A断面図



平面図
(Bタイプ)



B-B断面図

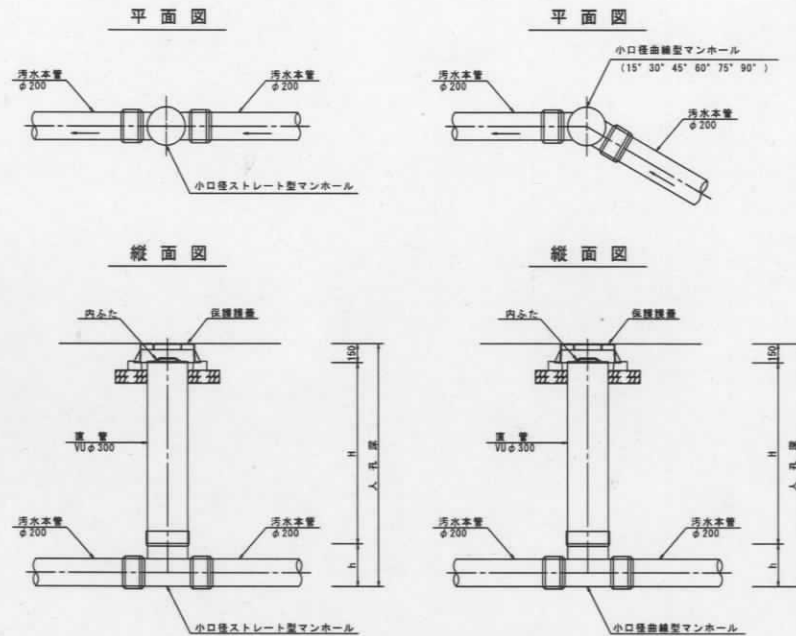


工種	単位	150	200	250	300	適用
コンクリート工	m ³	0.122	0.116	0.108	0.098	18-B-40
モルタル上塗り工	m ²	0.540	0.566	0.591	0.617	配合1:2
基礎砕石工	m ³	0.740	0.740	0.740	0.740	CR-40

図面名称	1号組立マンホール構造図 特1号楕円組立マンホール構造図		
縮尺	1:20	図 面 番 号	
筑紫野市上下水道工務課			

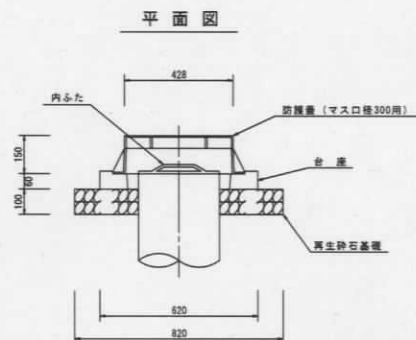
小口径（内径300mm）マンホール構造図 縮尺 1:20

（樹引きの場合にも使用）



※ 設置継手は特別な理由がない限り使用しない。
※ 基礎については、本管に用いる基礎と同様のものとする

保護鉄蓋詳細図 縮尺 1:10



特記仕様

- マンホールの組合せは流入管の位置及び道路勾配を考慮の上決定すること。
- 適用は人孔深H=2.0m(最大2.2mまで)までとする。
- 小口径マンホール継手において自在継手は当初計上しない。支障物があるなどやむをえない場合のみ計上する。自在継手の延長は控除する。
- 会合点、段差の有るところには使用しない。

マンホール間隔

組立MH-組立MHの場合：原則75m
組立MH-小口径MHの場合：原則50m、最大55m(1割増)
組立MH-小口径MH(連続使用可)-組立MHの場合：原則100m、最大110m(1割増)
管径150mmの場合：原則50m、最大55m(1割増)

マンホールを設置する箇所

管渠の起点、会合点
管渠の方向、勾配、管径の変化する箇所
管渠の段差が生じる場所
将来流入が予想される箇所

マンホール設置を避ける場所

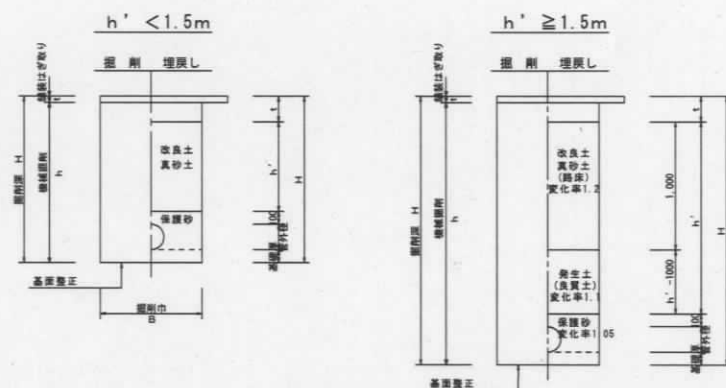
玄関や出入り口の前
車道において車輛等のタイヤが常時通過する位置
歩車道の境界、横断歩道

マンホール蓋

T-14を使用することとし、国県道についてはT-25とする。
マンホールの蓋は、下流に開けることを原則とする。

図面名称	小口径（内径300mm）マンホール構造図		
縮尺	1:10, 1:20	図 番 号	
筑紫野市上下水道工務課			

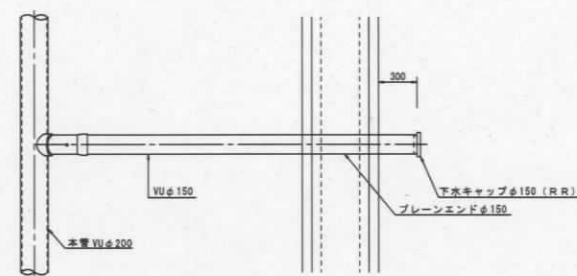
土工定規図 縮尺 1:20



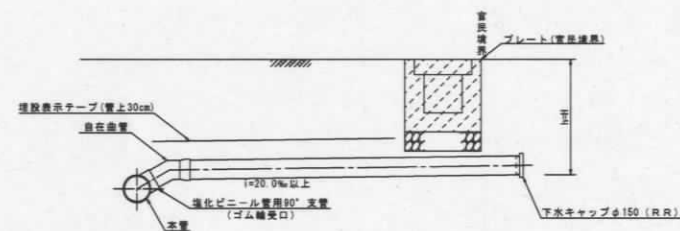
※ 発生土は埋戻厚50cm以上になる場合に計上する。

取付管布設標準図 縮尺 1:20

平面図



縦断面図



特記仕様

1. 取付管を設置する場合は市が指定したプレート (6cm×3cm) を取り付け表示すること。
2. 取付管の勾配は20.0%以上とする。
3. 支管取付のせん孔位置は管外半径半円上部とする。
4. 接近してせん孔する場合は本管軸方向に中心距離を100cm以上とする。継手からも同様とする。
5. 本管と支管の接合部はメカバンドとする。
6. 通常の取付管土被りは80cm以上とするが、最終的には宅地の状況及び水路や側溝の断続又は改修等を調査の上決定すること。(宅内は、勾配20.0%以上土被り20cm以上)
7. 取付管の中間人孔直結は極力避けること。
8. 自在曲管は90°を基本とする。
9. 各路端トップの取付管は人孔直結から始めるものとする。
10. 本管径が150mmの場合は取付管径100mmとする。

図面名称	土工定規図・取付管布設標準図		
縮尺	1:20	図	番
筑紫野市上下水道工務課			

使用材料等承認願

別紙 により 通知	監督員	係長	課長

平成 年 月 日

(あて先)
筑紫野市

長

所 在

商号又は名称

代表者の氏名

印

記

契 約 件 名						
履 行 箇 所		筑 紫 野 市				
履 行 期 間		自 平成 年 月 日 ～ 至 平成 年 月 日				
No	使用等の箇所	製品名	規格	製造等会社名称	使用数量	承認不承認
1						認 ・ 否
2						認 ・ 否
3						認 ・ 否
4						認 ・ 否
5						認 ・ 否
6						認 ・ 否
7						認 ・ 否
8						認 ・ 否
9						認 ・ 否
10						認 ・ 否
11						認 ・ 否
12						認 ・ 否
(協 議 及 び 承 認 事 項)						

※ 鋼材料については、半年以内のミルシート・一般材料については材料試験成績表・生コンクリート・アスファルト類については、試験練成績表を添付すること。

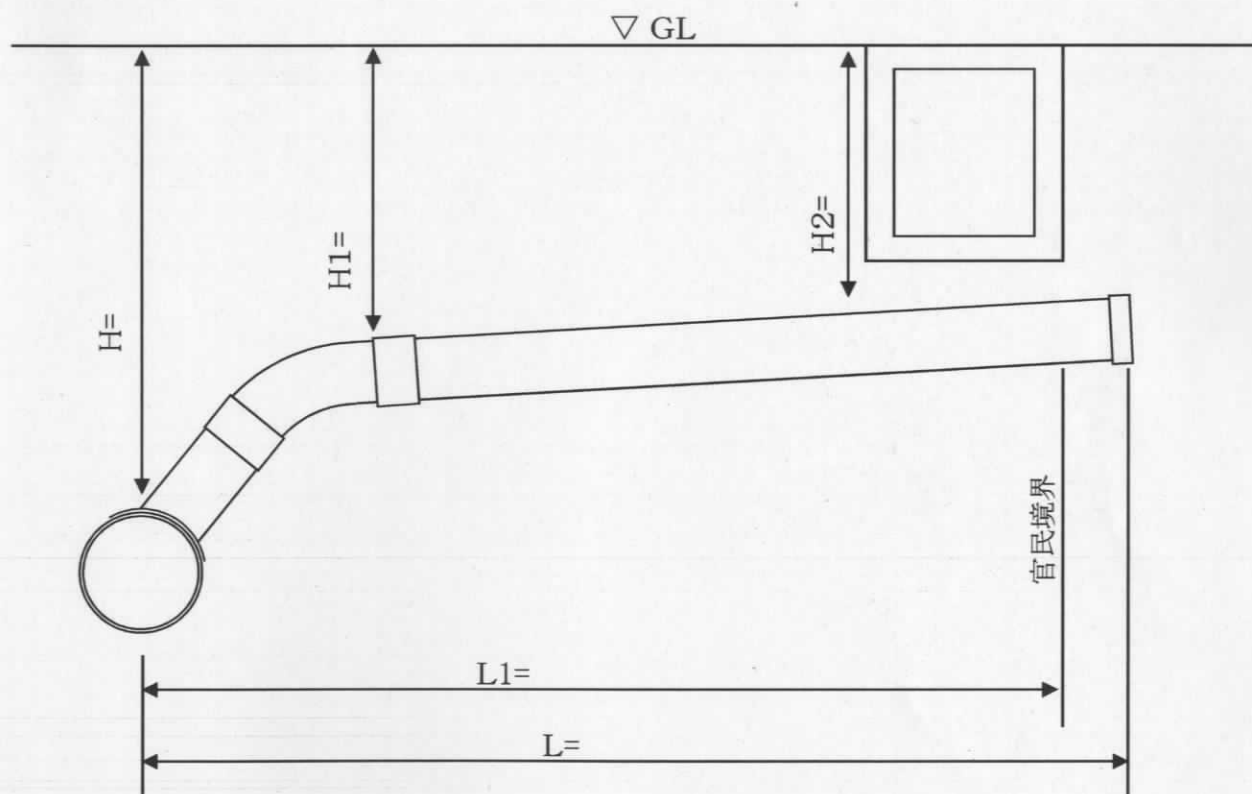
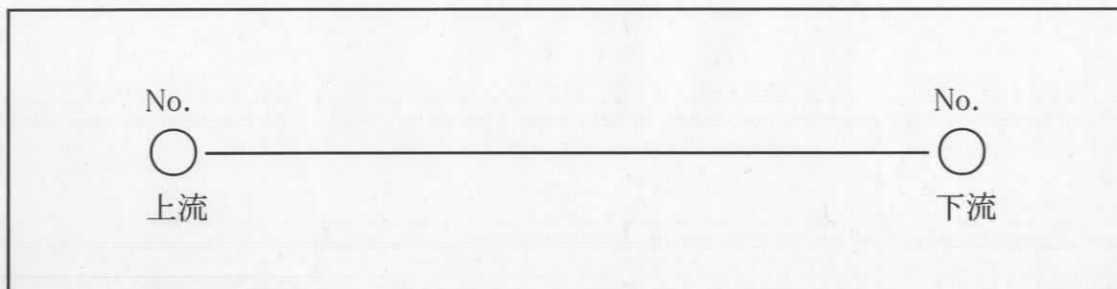
※ 二次製品等は、当該製品の仕様書を併せて添付すること。
承認不承認の欄は、監督員が記入するものであること。又、不承認若しくはこれにかわる製品について承認をする場合は、(協議及び承認事項)欄にその事由・製品名等を記入すること。

取付管施工図		平成 年度施行				整理番号
施工業者名			取付住所			
電話番号			所有者			
現場代理人			連絡先			
写真貼り付け 近景(土被りがわかる写真)			写真貼り付け 遠景(取付管の位置がわかる写真) ※周辺の風景がわかる程度			
断面図(上流から下流を見る)			平面図			

○ 汚 水 枳 取 付 管 調 書

路線名・番号		場所・氏名	
--------	--	-------	--

取 付 位 置



	品 名	数 量	単 位
	塩ビ管(直管) φ150mm・φ100mm		
	ヒューム管・塩ビ管・レジン管 用支管(90°)		
	塩ビ管用曲管 30°・45°・60°・75°		
	塩ビ管用自在曲管 30°・45°・60°・75°		
	カラー		
	キャップ		

寄 付 採 納 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先) 筑紫野市長
(環境経済部 上下水道工務課 下水道担当)

住所

申請者

氏名

実印

下記のとおり財産を寄付（無償譲渡）いたします。

記

寄付の理由										
寄付財産の所在地 筑紫野市										
寄 付 財 産 内 訳	管 渠				人 孔		汚 水 枳		取 付 管	
	工 法	管 種	管 径	延 長	種 別	箇所数	種 別	箇所数	種 別	箇所数
	開削	管	φ	m	号				管	
	総延長	L= m							公道部分のみ	
	雨水									
添 付 書 類		印鑑証明・位置図・平面図（下水道台帳）・字図・登記簿謄本（写）・見積書・排水平面図・排水縦断図・取付管調書・排水施設構造図・写真・その他								
備 考										
見積価格										